

岩手県告示第264号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和2年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸宮古海岸重茂地区海岸（里地先海岸）
- 2 指定区域 次の基点1から基点18までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点18と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度34分25秒70287、東経142度01分22秒80209
- 基点2 北緯39度34分25秒01692、東経142度01分23秒11547
- 基点3 北緯39度34分24秒24970、東経142度01分24秒12586
- 基点4 北緯39度34分24秒70543、東経142度01分25秒80070
- 基点5 北緯39度34分25秒24687、東経142度01分27秒13767
- 基点6 北緯39度34分25秒90182、東経142度01分28秒33685
- 基点7 北緯39度34分27秒08495、東経142度01分30秒24206
- 基点8 北緯39度34分30秒19176、東経142度01分35秒07262
- 基点9 北緯39度34分30秒60817、東経142度01分34秒64072
- 基点10 北緯39度34分30秒78452、東経142度01分34秒31394
- 基点11 北緯39度34分30秒85302、東経142度01分33秒64334
- 基点12 北緯39度34分31秒14262、東経142度01分33秒04279
- 基点13 北緯39度34分31秒13531、東経142度01分32秒60462
- 基点14 北緯39度34分28秒39796、東経142度01分28秒53545
- 基点15 北緯39度34分27秒52052、東経142度01分27秒17030
- 基点16 北緯39度34分27秒23867、東経142度01分26秒40991
- 基点17 北緯39度34分26秒51809、東経142度01分25秒46345
- 基点18 北緯39度34分26秒33103、東経142度01分24秒95622

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。